平成２５年（フ）第６５４号
横浜市泉区中田南５丁目60番13号
債務者　木村　蓉子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　一誠
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１号
新潟市南区下塩俵318番地２
債務者　安藤　　武
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４２号
新潟市南区下塩俵318番地２
債務者　安藤　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２００号
広島市安佐北区深川６丁目６番３号　七福神の家209号室、住民票上の住所広島市安佐北区深川７丁目15番29号
債務者　白砂　博三
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真奈美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６１号
広島市南区出汐１丁目３番19―201号
債務者　四木　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県行橋市門樋町９番45―603号
債務者　有門　晋平
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
埼玉県所沢市こぶし町17番31号、前住所埼玉県狭山市大字堀兼2366番地の９
債務者　小柳　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７８９号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目22番12号
債務者　松下　益己
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1795番地
債務者　海老名哲哉
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１５５５号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目６番13号
債務者　田中　福貞
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１７号
大阪市港区築港３丁目３番２―808号
債務者　三保　盛一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　幸伯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６１８号
大阪市港区波除４丁目１番14―1401号
債務者　三保　達史
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　幸伯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４９号
大阪府豊中市春日町３丁目10番16―204号
債務者　福原　邦彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８１号
大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾503号
債務者　松村　淑子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横尾　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６８７号
大阪府豊中市宮山町１丁目１番43―301号
債務者　上林　賢治
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今春　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部